

本件事故当時、郡山市に居住していた申立人らが、除染費用の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1、同X 2（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 申立人らと被申立人は、本件に関し、次の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

損害項目 除染費用

期 間 平成23年3月11日から平成24年4月30日

第2 被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金61万2200円の支払義務があることを認める。

第3 （支払方法省略）

第4 申立人らは、被申立人に対し、第1項記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体に対する請求を行わないことを約する。

第5 申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを確認する。

第6 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月31日

（仲介委員長 嘉村 孝、仲介委員 伊藤嘉健、同 永山在浩）